

## 政府開発援助の持続的な推進を求める決議

平成二十三年七月二十七日  
参議院政府開発援助等に関する特別委員会

我が国は、厳しい経済・財政状況の中、ミレニアム開発目標（MDGs）等の達成に向けて、戦略的かつ効果的・効率的な政府開発援助（ODA）の推進に努めている。

本特別委員会は、本院ODA調査派遣団からの意見聴取、国際協力機構（JICA）の駒ヶ根青年海外協力隊訓練所や中部国際センターでの調査、海外コンサルティング企業協会関係者からの意見聴取等を踏まえ、国民の理解と支持に基づくODAの役割を確認するとともに、我が国社会の活性化につながる援助人材の育成・活用や、我が国の成長戦略におけるODAの活用に関連する施策の充実が急務であるとの認識を深めた。

政府においては、東日本大震災に際し開発途上国・地域から寄せられた支援を踏まえ、特に次の事項について適切な措置を講じつつ、戦略的かつメリハリの効いた形でのODAの持続的な推進に努めるべきである。

- 一、MDGsの達成に向けた保健・教育分野における支援強化や第四回アフリカ開発会議（TICAD IV）で表明した対アフリカ支援倍増等のODAに係る国際的な約束の着実な実施に努めること。
- 二、青年海外協力隊派遣事業について、教育・訓練の拡充や隊員への支援の充実等により、事業の成果を更に高めるとともに、隊員のキャリア形成支援や経験・能力の活用を促進するため、官民による就職支援の拡充、帰国後の起業や現職復帰につながる派遣先・分野の選定、帰国隊員間のネットワークの強化等の具体的施策の速やかな充実を図ること。
- 三、我が国の成長戦略におけるODAの活用を進めるため、ODA案件に関する腐敗防止、コンプライアンスの強化、開発コンサルタントを始めとするODA関連事業者の業務環境の整備・改善に配意しつつ、官民連携の推進、東南アジア諸国等における経済社会基盤の整備・技術協力等相手国の実情に応じた支援の推進、研修員受入れ事業や民間連携推進事業における地方・中小企業を含む国内各地域の事業基盤・技術の活用、ODA案件実施の迅速化、ODA事業の質の確保に資する事業者選定方法の採用、ODA事業実施に係る相手国による免税措置の確保、ODA関係者の安全確保等の具体的施策の速やかな充実を図ること。

右決議する。